

利用に当たって

1 調査の目的

全国の商業（卸業・小売業）の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）として、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により実施されている。

3 調査の期日、周期

平成19年6月1日現在

なお、調査は周期調査であるが、昭和27年以降2年ごと、昭和51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J—卸売・小売業」に属する事業所を対象としている。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としている。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内^{*}、有料道路内^{*}）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としている。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象としている。

※については、平成19年調査より調査を開始した。

5 調査の方法

(1) 調査員調査

調査員が調査票を対象事業所に配布し、申告者（事業所）が自ら記入する方法

(2) 本社等一括調査

企業の本社・本店が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は都道府県に直接提出する方法

なお、調査票の様式は巻末に添付した。

6 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として、次の業務を行う事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務

用として商品を大量又は多額に販売する事業所

- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 主商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のための商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として、次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Q—サービス業（他に分類されないもの））となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局などは製造小売事業所となる。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で、他の事業所によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

- ④ 「常用雇用者」とは、正社員・正職員、パート・アルバイトなどと呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。
- (5) 年間商品販売額
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額及び地方消費税額を含む。
- (6) その他の収入額
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額及び地方消費税額を含む。
- (7) 商品手持額
平成19年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（原則として仕入時の原価による）
- (8) セルフサービス方式（小売業のみ）
セルフサービス方式とは、下記の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、下記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。
- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること。
 - ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。
 - ③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。
- (9) 売場面積（小売業のみ）
平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。
ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。
- (10) 営業時間（小売業のみ）
牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。
- (11) 商品販売形態（小売業のみ）
- ① 店頭販売…店頭で商品を販売した場合をいい、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。
 - ② 訪問販売…訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

- ③ 通信・カタログ販売…カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。
 - ④ 自動販売機による販売…事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
 - ⑤ その他…ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。
- (12) 来客用駐車場（小売業のみ）
平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一次的に保管できる場所をいう。
なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。
- ① 専用駐車場…自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
 - ② 共用駐車場…他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。
 - ③ 収容台数…満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。
- (13) チェーン組織（小売業のみ）
チェーン組織区分については、次のとおり。
- ① フランチャイズ・チェーン加盟事業所
事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。
 - ② ボランタリー・チェーン加盟事業所
事業所が同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。
 - ③ いずれにも加盟していない事業所
上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの販売店、元卸系のガソリンスタンドなど。
- (14) 業態別統計の数値について
平成19年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

7 統計表上の記号

「—」… 該当数値なし

「0」… 端数四捨五入のため単位未満（「0.0」についても同じ）

「△」… マイナスの数値

「X」… 事業所数が1又は2であるため、申告者の秘密保護のため秘匿した箇所

なお、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表している。

8 地域一覧表

地域名	各地域の範囲
岩国地域	岩国市、和木町
柳井地域	柳井市、周防大島町、上関町、平生町
周南地域	下松市、光市、周南市、田布施町
山口・防府地域	山口市、防府市、美東町、秋芳町、阿東町
宇部・小野田地域	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関地域	下関市
長門地域	長門市
萩地域	萩市、阿武町

(注) 旧阿知須町は、前回調査時において、宇部・小野田地域に区分していたが、平成17年10月1日に合併し山口市となったため、今回調査時の行政区画により、山口・防府地域に区分している。

9 その他の注意事項

- (1) この調査結果の数値は、県集計の結果に基づくものであり、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (2) この集計表の数値は、単位未満を四捨五入しているため、積上げと合計、増減額等が一致しないことがある。
- (3) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (4) 「就業者1人当たり年間商品販売額」、「従業者1人当たり年間商品販売額」は、「パート・アルバイトなど」の従業者について8時間換算したものをを用いて算出している。
- (5) 次の市町に係る前回数値については、市町村合併前の旧市町村の合計値を用いている。
下関市、宇部市、萩市、山口市、岩国市、光市、長門市、柳井市、山陽小野田市、周防大島町
- (6) この調査における調査対象事業所数、回収率等は次のとおりである。

調査対象事業所	調査票回収数	回収率	集計事業所数	
			卸・小売事業所	
20,683	20,170	97.5%	20,087	20,010

- (注1) 調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業・転業及び休業事業所を含まない。
(注2) 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。
(注3) 調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所である。
(注4) 集計事業所数は、管理業務のみの本店または本部を含む。

10 調査結果についての照会先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県総合政策部統計分析課商工労働統計班
電話 (083)933-2654

本書に記載されている内容は、山口県のホームページにも掲載されています。
アクセス用URL

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/syougyou/h19kakuhou.html>

別表「業態分類表」

区 分	セルフ方式 (注1)	取 扱 商 品 (注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 その他の百貨店			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	産業分類「5791コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。
うち終日営業店					
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他のスーパー	○				2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店	×				1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。